

ジョイントベンチャーの一方当事者は、単独で紛争解決手続を開始できるか — シンガポール及びイギリス裁判例が示す、契約実務上の示唆

2026年4月8日

著者：矢倉信介、齊藤理木

直近二つの事案において、シンガポール高等裁判所及び英国高等法院（TCC）は、ジョイントベンチャーの一方当事者が単独で第三者に対し、契約上の紛争解決手続を開始できるかという点について検討し判断したところ、相反する結論に至りました。

DRO v DRP [2025] SGHC 255（以下、「DRO 事件」という）において、シンガポール高等裁判所は、法人格を有しない請負ジョイントベンチャーの一方当事者が、当該ジョイントベンチャーの他方当事者を加えることなく仲裁手続を提起した場合であっても、発注者に対して仲裁手続を開始するための要件である当事者適格（locus standi）を有するため、当該仲裁手続は適法であると判断しました。

これに対し、Darchem Engineering Limited v Bouygues Travaux Publics and Laing O'Rourke Delivery Limited [2026] EWHC 220 (TCC)（以下、「Darchem」事件という）において、英国高等法院（テクノロジー及び建設裁判所（Technology and Construction Court、「TCC」））は、法人格を有しない下請ジョイントベンチャーの一方当事者である申立人は、単独では元請業者に対して裁定手続を開始することはできないと判断しました。

いずれの裁判所も、判断基準として紛争解決条項のみならず、契約を「全体として（as a whole）」検討するという解釈手法を採用し、契約文言のみならず契約全体の構造が精査された結果、それぞれ異なる判断が下されました。

両判決は、ジョイントベンチャーの当事者及び相手方に対し、一貫したドラフティングの重要性を示すとともに、ジョイントベンチャーの一方当事者による紛争解決条項の単独行使を認めるには、契約条件を慎重に検討すべきことを注意喚起するものです。

背景

DRO v DRP [2025] SGHC 255

DRO（申立人兼発注者）は、DRP（被申立人兼オンショアのコンソーシアムパートナー（consortium partner、共通の目的を達成するために、企業などが結成する共同体をいう））及び Co A（オフショアのコンソーシアムパートナー）から構成される、法人格のないコンソーシアム（consortium）と契約を締結しました。当該契約では、以下が規定されていました。

- Co A 及び DRP は「共同かつ単独で（jointly and severally）」「請負人（Contractor）」と称されること
- 発注者及び請負者は、それぞれ個別には「当事者（Party）」、総称して「当事者ら（Parties）」と称されること

- オンショアのコンソーシアムパートナー及びオフショアのコンソーシアムパートナーは、それぞれの割当業務範囲について個別に発注者に請求書を発行し、発注者はそれぞれのコンソーシアム当事者に対して支払を行うこと
- 「すべての紛争は最終的に仲裁により解決される」との紛争解決条項

DRP は DRO に対し、(1) 最終マイルストーン請求書二件及び (2) 追加工事に係る支払を求めて仲裁手続を提起したのに対し、DRO は、シンガポール高等裁判所にて管轄異議を申し立て、Co A を申立人として加えずに仲裁手続を開始した DRP には当事者適格がないと主張しました。

Darchem Engineering Limited v Bouygues Travaux Publics and Laing O'Rourke Delivery Limited [2026] EWHC 220 (TCC)

Bouygues Travaux Publics 及び Laing O'Rourke Delivery Ltd (旧 Laing O'Rourke Construction Ltd) からなる法人格を有しないジョイントベンチャー (BYLOR、請負人) は、Darchem Engineering Ltd (Darchem) 及び Framatome Ltd (旧 Efinor Ltd) からなる別の法人格を有しないジョイントベンチャー (EDEL、下請業者) との間で下請契約を締結しました。当該下請契約では、以下が規定されていました。

- Bouygues 及び Laing O'Rourke が「共同かつ単独で」請負人として行動し、Darchem 及び Efinor Ltd が「共同かつ単独で」下請業者として行動するとの明記、及び、その直下において、「これらすべてを総称して『当事者ら (Parties)』と称する」との明記
- 下請条件第 11.2(11)条において「当事者とは、請負人及び下請業者をいう」との明記
- 「いずれの当事者も、いかなる紛争について、いつでも調停 (adjudication) を求めることができる」との紛争解決条項

Darchem は、下請業者の請求に関する調停判断について、略式判決によりその執行を求めたところ、当該申立ては Darchem 単独でなされたものでした¹。

各裁判所の判断

両事件において、裁判所は契約を「全体として」解釈すべきであると判断し、紛争解決条項のみを切り離して検討することはしませんでした。

DRO 事件では、裁判所はとりわけ以下の点を認定して、DRP による紛争解決条項の単独行使を認めました。

- 「契約の構造自体が、(ジョイントベンチャー当事者が) すべての場面において共同して行動する必要がないことを認めている」こと。すなわち、「請負人」はパートナーが「共同かつ単独で」行動するものと定義されているため、「請負人」は一方当事者が単独で行動する場合を意味し得る。もっとも、それが実際にそのように解釈されるかは文脈に依拠しており、例えば、ジョイントベンチャーパートナーごとの請求及び支払に関する規定などが考慮される。
- 仲裁条項は、いずれの「当事者 (Party)」(すなわち、発注者又は請負人) によって行使可能であることは明らかであり、この点については争いが無い。「請負人」がこの文脈においてジョイントベンチャーの両当事者を意味するかは、「紛争の性質」に依拠するものである。本件では、紛争は DRO による DRP への支払不履行に起因しており、仲裁における「紛争当事者」は、DRP と DRO に限られる。
- (1) 本申立てが DRP によるオンショア業務の対価に関するものであり、(2) DRP のみが当該業務について請求・受領権限を有しており、(3) これに対して Co A には当該業務に関する請求権が存在しないという状況において、DRP が単独で仲裁を開始できないとすることには、ビジネス上の合理性を欠く。

これに対し、Darchem 事件では、裁判所は以下の点を認定して、Darchem による紛争解決条項の単独行使を認めませんでした。

¹ 裁判所は、調停人の管轄に関する問題は契約解釈の問題であり、異なる文脈や別の紛争解決フォーラムにおいても生じ得るものであると判断しました。本件において、契約解釈が裁判判断の執行手続の文脈で行われたという事情は、管轄に関する「正しい結論」が何であるかには影響しないとされました。

- 「下請条件は全体として、当該下請契約が二者間の双務契約であることと客観的に整合する形でドラフトされている」こと
- 「当事者 (Parties)」に関しては、「いずれか (either)」、「双方 (both)」及び「他方 (the other)」といった表現が多数用いられており、これは、当該下請契約の当事者が二者のみであることと整合的であること
- 下請契約上、「当事者 (Party)」への言及がジョイントベンチャーを構成する各当事者を個別に指す場合には、その旨が明示的に規定されている中、紛争解決条項にはそのような文言は存在しないこと

特筆すべき点として、Darchem 事件においては、契約上の紛争は二つの「当事者」（すなわち、請負人及び下請業者）の間でのみ生じ得るものであったため、DRO 事件の場合とは異なり、裁判所は「紛争の性質」を検討する必要はありませんでした。

実務上の示唆

本件は、ジョイントベンチャーの当事者及びその契約相手方が、契約作成時に留意すべき事項について、有益な実務上の示唆を与えるものです。各当事者が留意すべき点は、以下のとおりです。

第一に、ジョイントベンチャーの当事者及びその相手方は、ジョイントベンチャーの一方当事者が相手方に対して紛争解決手続を単独で開始できるようにする意図があるか、また、そのような意図がある場合には、どのような状況で認めるかを慎重に検討すべきです。

第二に、紛争解決条項の単独行使を認める意図がある場合には、その旨を明確に規定する必要があります。単に、ジョイントベンチャーの当事者が「共同かつ単独で」行動する旨を定めるだけでは、単独行使を認めるには不十分と裁判所が判断する可能性があります。

第三に、裁判所は紛争解決条項のみならず、契約全体を考慮するため、紛争解決条項の単独行使に関する当事者の意図と契約全体が整合していることが重要です。

第四に、ジョイントベンチャーの当事者は、相手方との紛争に関する取扱いをジョイントベンチャー契約において定めることが望ましく、その内容は主契約にて規定される、単独行使が可能な権限（または、そのような単独権限がないこと）と整合していることが重要です。

（本稿は、弊所のカリム・マリイ及びウィリアム・ニュービィが執筆した同内容のクライアントアラートを和訳の上調整しております（原文はこちら：[Going solo: Can joint venture partners invoke dispute resolution mechanisms unilaterally?](#)）。

ホワイト&ケース法律事務所
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
（外国法共同事業）
〒100-0005
東京都千代田区丸の内 1-8-3
丸の内トラストタワー本館 26 階
T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2026 White & Case LLP